

奈良県告示第二百九十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二條第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県桜井土木事務所長から報告があつた。

平成二十三年九月二十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成二十三年八月三十一日現在の地番による。）
桜井市大字粟殿六一二番地ノ一の一部
- 二 申請者氏名 萩原孝則
- 三 申請者住所 桜井市大字吉隠七九二番地
- 四 道路の幅員 六・〇メートル
- 五 道路の延長 二五・九九メートル
- 六 指定年月日 平成二十三年九月五日
- 七 指定番号 桜土第二三〇一号